

役員等報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人勝楽堂病院（以下、「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬等の取扱いに関する基本事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

(役員及び評議員の出席)

第3条 理事長及び業務執行理事を除く役員が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2. 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。
3. 評議員会へ出席し、議題・議案を説明する理事、監事にも同様に報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
4. 施設（病院）、本部事務局の職を兼務する理事長、業務執行理事の報酬及び実費弁償費は、職員給与に含み役員報酬としては支払わない。
5. 理事長及び業務執行理事を除く役員及び評議員は、原則として各年度の総額が一人当たり30万円を超えない範囲で支給する。

(役員及び評議員の報酬等)

第4条 理事長及び業務執行理事に対して、各年度の総額が理事長300万円を超えない範囲内、業務執行理事が年間200万円を超えない範囲内で、別表1に従って算定した額を報酬及び実費弁償費として、勤務実態に即して支給することができる。

2. 施設（病院）、本部事務局の職を兼務する理事長、業務執行理事の報酬及び実費弁償費は、職員給与に含み役員報酬としては支払わない。
3. 理事長及び業務執行理事を除く役員が理事会以外で法人及び施設（病院）の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表3により報酬及び実

費弁償費を支払うことができる。

4. 評議員が評議員会以外で法人及び施設（病院）の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
5. 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。
6. 理事長及び業務執行理事を除く役員及び評議員の報酬及び実費弁償費は、原則として各年度の総額が一人当たり30万円を超えない範囲で支給する。

（監事の報酬等）

- 第5条 監事が法人及び施設（病院）の運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表3により報酬及び実費弁償を払うことができる。
2. 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。
 3. 原則として各年度の総額が一人当たり30万円を超えない範囲で支給する。

（出張旅費）

- 第6条 理事長及び業務執行理事を除く役員及び評議員が法人業務のために出張する場合は、別表4により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
2. 旅費は、実費を支給する。
 3. 業務遂行に必要な経費を実費を原則として支給できる。
 4. 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
 5. 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後に清算することができる。
 6. 原則として各年度の総額が一人当たり30万円を超えない範囲で支給する。

（支給の方法）

- 第7条 理事長及び業務執行理事の報酬等及び旅費の支給日は、毎月25日とする。ただし、その日が休日にあたる時は、その前日に繰り上げるものとする。
2. 理事長及び業務執行理事を除く役員及び評議員の報酬等及び旅費は、必要の都度支払う。

(支給の形態)

第8条 役員及び評議員の報酬等及び旅費は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第9条 この法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 本規程を改廃する必要がある場合には、評議員会の議決を経なくてはならない。

附 則

(施行日)

本規程は、平成30年6月22日から施行する。ただし、この規定は、平成29年6月16日から適用する。

付 則

本規程は、令和 元年 7月 1日から施行する。

別表 1

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長報酬等	25万円を超えない範囲/月額	法人職員に準じる
業務執行理事報酬等	16万円を超えない範囲/月額	法人職員に準じる

別表 2

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	9,660円	2,000円
評議員会出席報酬等	9,660円	2,000円

別表 3

名 称	報 酬	実費弁償費
役員及び評議員業務報酬等	9,660円	2,000円
監事監査指導報酬等	9,660円	2,000円

別表 4

旅 費	宿泊費	報酬（1日）	その他
実 費	12,000円	9,660円	実 費